

研究室紹介

熊本県保健環境科学研究所 大気科学部

● 熊本県保健環境科学研究所の紹介

熊本県保健環境科学研究所は、熊本県立の調査研究機関です。1948年に熊本県衛生研究所が設置され、1971年には熊本県衛生公害研究所と改称、1995年の新築移転を契機に熊本県保健環境科学研究所となりました。総務課、微生物科学部、生活化学部、水質科学部、大気科学部の1課4部体制で、職員数30名に満たない小さな所帯ではありますが、熊本県における保健環境行政の科学的・技術的中核機関としての役割を担っています。

● 大気科学部の主な調査業務

大気科学部の職員は5名で、全国の地方環境研究所と同じように、PM_{2.5}成分調査や有害大気汚染物質調査、大気環境測定車による調査、酸性雨調査等を行っています。

特色のある調査業務としては、可搬型蛍光顕微鏡法を用いた解体等工事のアスベスト飛散状況調査が挙げられます。可搬型蛍光顕微鏡法は現場で結果がわかる迅速分析法であり、2016年の熊本地震を契機として熊本県が全国の自治体で初めて導入したものです。調査結果を現場の作業員への指導等に活用することで、アスベスト対策の推進に貢献しています。なお、この手法は2022年3月に改訂されたアスベストモニタリングマニュアル(第4.2版)にスクリーニング法として掲載されました。

● 県の政策への活用を重視した研究への取組

大気科学部では県の政策への活用を重視した研究に多く取り組んでいます。実施中の2つの研究についてご紹介します。

【アスベスト対策を目的とした解体等工事の立入検査における優先度設定手法に関する研究】

大気汚染防止法改正(2021年施行)により、解体等工事におけるアスベストの規制対象が拡大されました。これにより自治体による立入検査の対象となる解体等工事の件数が大幅に増えるため、計画的な立入検査の実施が必要となります。そこで、解体等工事に適切な優先度を設定することを政策的な課題かつ研究のゴールとして設定し、立入検査の記録等を活用した科学的・合理的な優先度設定手法を検討しています。

この研究は取組体制に2つの特徴があります。1つ目は研究所の担当職員が行政の担当部署を兼務しており、必要に応じて実務を一部担うことが可能となっていることです。これにより、研究所の担当職員が、「現場に存在する課題を把握し、それを研究に落とし込み、実際に現場で活用できる形でアウトプットする」という一連の流れに関わりやすくなっています。2つ目は本庁の担当部署と研究所等の職員でワーキンググループを設置して検討を行っていることです。これにより、この事業に必要な(適した)人材を集め、組織の枠を超えた連携を図っています。

【地方環境研究所の研究成果を行政的に活用するための方法論に関する研究】

全国の地方環境研究所で盛んに実施されたPM_{2.5}に関する研究を対象に、アンケート調査とインタビュー調査により、研究成果の行政的な活用に影響を与える要素を明らかにすることを試みた研究です。この研究は、一部の県職員の自主研究会により業務外の取組として開始されましたが、2022年度より研究所の研究テーマとしても実施されています。本研究の成果は、当研究所における「行政連携研究」の推進に向けた行政との合同会議の開催等につながっており、政策的な活用が進められています。

● おわりに

以上にご紹介したとおり、当研究所及び大気科学部では、従来の地方環境研究所の枠に囚われず、県の政策への貢献を重視した調査及び研究業務に取り組んでいます。研究所を取り巻く状況には厳しい部分もありますが、行政と研究の狭間に位置する地方環境研究所の特徴を最大限に生かし、独創的かつ実用的な取組を今後も続けていきたいと考えています。

研究所 HP

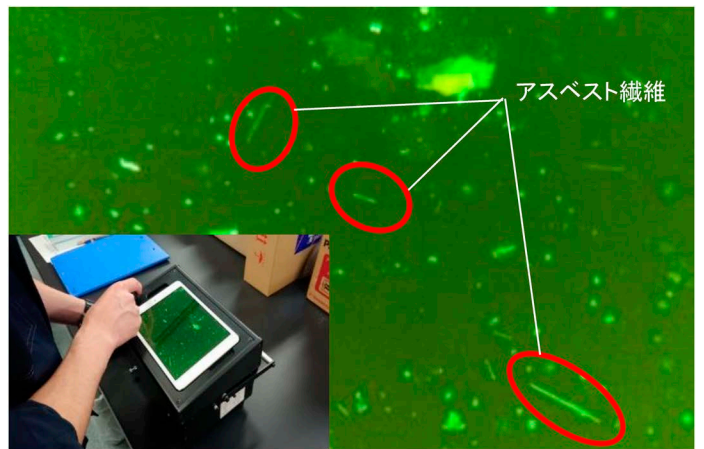


(豊永悟史)

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/29/290.html>



研究所の外観



可搬型蛍光顕微鏡で観察したアスベスト繊維の画像